

意見書案第 1 号

ＴＰＰ参加断固阻止に関する意見書について

ＴＰＰ参加断固阻止に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 25 年 3 月 22 日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

ＴＰＰ参加断固阻止に関する意見書

これまで多くの国民や道民、地方議会、自治体首長は、ＴＰＰ協定交渉への参加反対、あるいは慎重な対応を強く求めてきましたが、安倍首相は 3 月 15 日に ＴＰＰ 交渉参加を表明しました。

ＴＰＰは関税をすべて撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、食料安全保障を根底から揺るがし、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招く恐れがあります。

また、ＴＰＰは一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など、さまざまな分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にもかかわる極めて重大な問題です。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

1 . ＴＰＰへの不参加

ＴＰＰへの参加は一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用、その他非常に多くの分野に悪影響を及ぼす極めて危険で重大な問題であることから、ＴＰＰに参加しないこと。

2 . 多様な農業の共存を明確に位置づけた貿易ルールの確立

我が国の貿易政策の基本として、多様な農業の共存、林業・水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を明確に位置づけ、これに基づき、重要品目については必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 3 月 22 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、
衆議院議長、参議院議長

自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書について

自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 25 年 3 月 22 日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書

政府は 2013 年度政府予算編成にあたり、国家公務員給与減額支給措置について、地方にも同様の措置を要請するとし、地方交付税を 4,000 億円減額するとした地方財政計画を閣議決定しました。また、防災・減災・地域活性化対策などへ用途を限定する形での給与削減に見合った特別枠を計上し、地方財源にかかる総額は確保したとしています。

しかし、用途の自由な地方交付税を減額し、用途に縛りのある財政措置に置きかえることは、自治体の自由裁量権を著しく制限するだけでなく、地方分権を否定する行為です。

地方公務員の給与決定について地方財政審議会は、地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人事委員会勧告等を踏まえ、それぞれの地方自治体の議会で十分議論された上で、条例で定められるものであると報告しています。国が地方公務員の給与削減を強制することは、国と地方の関係を歪めるものであり、地方自治の根幹にかかる問題です。そのために、地方の固有財源である地方交付税を減額するという手段は断じて認められません。

地方自治体は、長きにわたり地方財政の締め付けなどにより、厳しい財政運営を強いられてきました。その結果、職員給与の独自削減や職員数の大幅な削減、市町村合併、行政機能のアウトソーシングなど、様々な行革努力を国に先んじて推し進めてきました。その自治体の努力を政府は考慮すべきです。

また、地方公務員給与は地域民間給与への影響があり、地域の賃金水準の低下と経済を停滞させる要因になるようなことは認められません。

よって、国においては、自治体財政の確保と地方分権の確立のため、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

1. 地方交付税は、地方の固有財源であり、これを減額しないこと。また、地方交付税を減額し、用途に制限のある財政措置の計上については、自治体の自由裁量権を著しく制限することから、行わないこと。

- 2．地方財政制度は、行政需要に基づき財源保障を行うことが基本であり、中立かつ客観的な地方財政計画、地方交付税の算定に改めること。
- 3．地方交付税を一方的に削減し、国の政策目的の達成手段として用いる今回のような措置は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定することを制限するものであり、地方の主権を侵すことのないよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 3 月 22 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)、
衆議院議長、参議院議長

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書について

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 25 年 3 月 22 日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書

北海道は、日本全体の約 22% を占める広大な面積に 540 万人強の人口が分散して居住していることから、都市間の移動に要する時間が他県と比べて非常に長くなる傾向にあると言えます。最近では、高速道路の整備も進んだことで、自家用車あるいは都市間高速バスによる移動も、以前に比べると時間的な短縮が図られてきてはいますが、地上交通で最も速い特急列車を利用したとしても、まだまだ移動時間が道民の負担となっていることは明らかです。

このような地理的な事情により、道央圏以外に居住している道民にとっては、医療をはじめとした生活全般やさまざまな経済活動をするにあたって、移動に要する時間が生活の活動範囲を大きく制限していることは、見逃せない事実と言えます。札幌への日帰り通院などといったケースはもちろん、各種イベントに参加し、交流を拡大していくためには、航空機の利用による時間短縮効果は相当大きいものであります。

そういったことから、道内における航空ネットワークを将来的に維持していくことは、観光客のみならず道民にとっても非常に重要な課題であり、加えて、空港を拠点とした地域の活性化につなげていくことは、今後求められていくことであると考えます。そうした道内の航空ネットワークを維持するために、国土交通省の職員をはじめ札幌航空交通管制部、航空機を運航している航空会社、北海道や関係市町村、空港ビル会社や各種関連事業所それぞれが日夜尽力しています。

とりわけ、札幌航空交通管制部は北海道内の空港だけでなく、北東北地方をも含めた全 15 空港から離発着する航空機に対し航空管制業務を実施しており、全国の 4 箇所に設置されている航空交通管制業務の拠点官署の一つであり、唯一積雪地域に立地している官署でもあります。また、札幌市に設置されていることから、道内出身の管制官等も多く、道外出身者であっても道内空港に勤務経験のある管制官等も多く勤務しており、特に航空機の運航状況が厳しくなる冬期間においても、積雪状況や天候状況を肌身に感じながら日々管制業務を実施しているところです。

今般、国土交通省はそのような重要な機関を、道内に代替機関を残すことなく廃止

に向けて検討していることは、北国における気象特性を実感できない国土交通省職員を増やすことにつながるばかりか、新千歳空港において管制業務を担当する防衛省の方々とも日常的に接する機会が失われることにもつながり、航空機の安全にとっては決してプラスにはならないのではと考えます。また、将来国土交通省職員を目指そうとしている道内出身者にとっても、札幌圏に勤務先がなければ、その道をあきらめるという選択をすることも十分に考えられることから、雇用面においても大きな損失なる可能性が出てきます。つまり、道民の安全・安心な航空交通を確保するためには、札幌航空交通管制部の存続・充実こそ必要と言えます。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

- 1．北海道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続すること。
- 2．広大な北海道の航空行政を充実するために、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 3 月 22 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長